

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年五月十四日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス上品寺店

所在地 橿原市上品寺町五一一番二

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 文化財保存活用課

(1) 申請地は、周知の遺跡である藤原京右京北三条五坊及び下ツ道に該当するため、申請者より令和五年十二月十四日付けで文化財保護法第九十三条第一項に基づく埋蔵文化財発掘届出が提出済みである。令和六年一月十一日付け文保第三六三五号で奈良県知事より「慎重工事」の通知がされていることに留意すること。

(2) 工事中において土器等の出土があった際は、橿原市役所文化財保存活用課及び橿原警察署へ直ちに連絡すること。

(3) 将来において申請地の現状を改変する場合は、再度、文化財保護法に基づく申請及び届出等を行うこと。

2 環境政策課

(1) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(2) 近隣住居からの騒音等の苦情に対しては、事業者自らが解決すること。特に西の住宅地側に二十四時間稼働の換気扇等が設置されているため、慎重な対応を行うこと。

3 公園緑地景觀課

橿原市屋外広告物条例による行為の申請内容に変更がある場合は、変更許可申請、除却届及び住所氏名変更届等の必要な手続を行うこと。

4 建築安全推進課

(1) 建築物の建築については、建築基準法に基づき、事前に手続を行うこと。

(2) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事前に手続を行うこと。

(3) 建築物の建築については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき事前に手続を行うこと。

(4) 建築工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出対象となる場合は、事前に届出を行うこと。

5 上水道課

当該建築物に係る水理計算について従前から提出された内容と相違があり、かつ、既設引込み給水管の口径が不足する場合は、給水申請を行い、既設引込み給水管を分水栓止めの上、必要な口径の給水管を新たに引き込むこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年五月十四日から同年六月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで